

令和5年度

**第21期第17回内水面漁場管理委員会
議事録**

**令和5年7月19日
三重県内水面漁場管理委員会**

日時 令和5年7月19日(水) 午前10時00分から11時00分まで

場所 三重県内水面漁場管理委員会委員室

議題

- 1 議案1 三重内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について
- 2 報告事項1 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について
- 3 その他(1) 次回の委員会日程等について

出席委員

浅尾和司 大瀬公司 垣外昇 中本恵二
笠見和彦 井上亜貴 加治佐隆光 三輪理
河村功一 金岩稔

(※ 斜体字 : Web 出席)

欠席委員

なし

事務局

事務局長 林 茂 幸
主査 葛西 学

行政

(漁業調整班)

主任 中瀬 優

傍聴者

なし

計13名

○浅尾会長

ただ今から第 21 期第 17 回三重県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は委員総数 10 名中、欠席はなし、Web での出席を含め出席委員 10 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、垣外委員、井上委員にお願いします。

それでは議案 1 「三重内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料 1 の 1 - 1 ページをご覧ください。

令和 5 年 7 月 3 日付け、農林水第 24-4099 号で三重県知事から諮問書が提出されております。内容につきましては、第五種共同漁業権の一斉切替えに係る三重内水面漁場計画の作成に関して、漁業法第 67 条第 2 項において準用する同法第 64 条第 4 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

当委員会が三重県知事に対して意見を述べようとするときは、漁業法第 64 条第 5 項の規定に基づき、公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴く必要があります。参考までに 1 - 22 ページに漁業法の抜粋を添付しています。また、1 - 23 ページから 1 - 24 ページに三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程がございます。この規程の第 2 条に委員会において公聴会開催の決議をしなければならないとありますので、その開催についてお諮りするものです。

漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。事務局からは以上です。

○浅尾会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中瀬主任）

三重内水面漁場計画の公聴会開催にあたっての説明をさせていただきます。

今回 10 年に一度の共同漁業権の一斉切替えということで、全ての内水面に係る漁業権について説明をさせていただきます。10 年前の切替え時点で漁場計画数は 21 件ございました。前回の切替え後、この 10 年間で漁協の解散等により旧三重内共第 2 号の鈴鹿川、第 5 号の阪内川、第 7 号の服部川、第 13 号の香肌峡については、関係地区に漁業協同組合が存在しないことから、当該河川区域に漁場計画を作成しないこととなりました。そのため、今回の切替えにおける漁場計画数は 17 件に減少します。今回、三重内共第 2 号、5 号、7 号、13 号は廃番にせず、以降の番号を詰めて対応します。

それでは、1 - 2 ページをご覧ください。三重内共第 1 号で、桑員河川漁業協同組合に免許されている部分になります。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、にじます漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業です。漁場の位置は、いなべ市、員弁郡東員町、桑名市、

三重郡朝日町、川越町になります。漁場区域は10年前と変わりません。存続期間については、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間となります。免許申請予定期間は、令和5年9月8日から令和5年10月31日までを予定しています。参考までに、前回の切替えにおける免許申請予定期間は、9月2日から10月11日まででしたので、今回やや余裕をもって免許申請を受付ける形にしたいと思っています。ただし、申請期間については、審議の状況によって変更になる場合があります。免許予定日は令和6年1月1日です。存続期間、免許申請予定期間、免許予定日については、三重内共第2号以降の漁業権についてもすべて同じですので、これ以降の説明は省略させていただきます。

1-3 ページは三重内共第2号、雲出川漁業協同組合に免許されている部分になります。漁業の名称はあゆ漁業とあめご漁業の2種類です。漁場の位置は津市と松阪市で漁場区域の変更はありません。

1-4 ページは三重内共第3号、中村川漁業協同組合に免許されている部分になります。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業の3種類です。現漁業権者の中村川漁業協同組合から、行使実態の無いにじます漁業の削除要望があったことから、にじます漁業を削除して対応しています。漁場の位置は松阪市で、漁場区域の変更はありません。

1-5 ページは三重内共第4号、伊賀川漁業協同組合に免許されている部分になります。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、にじます漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業の6種類です。漁場の位置は伊賀市で漁場区域の変更はありません。

1-6 ページは三重内共第5号、名張川漁業協同組合に免許されている部分になります。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、にじます漁業、おいかわ漁業、こい漁業の5種類です。こちらには制限区域が設定されており、制限区域として名張市比奈知の比奈知ダム堰堤から上流の名張川と記載しています。これが条件に「あゆ漁業以外の漁業の漁場区域は、制限区域を除いた区域とする。」とあります。あゆ漁業はこの制限区域内でも出来るけれども、それ以外の漁業については制限区域では出来ないこととなります。これも10年前と変更はありません。漁場の位置は名張市で漁場区域の変更もありません。

1-7 ページは三重内共第6号、青蓮寺川香落漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、にじます漁業、こい漁業の4種類です。漁場の位置は名張市で漁場区域の変更はありません。

1-8 ページは三重内共第7号、長瀬太郎生川漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業の3種類です。漁場の位置は名張市と津市で漁場区域の変更もありません。

1-9 ページは三重内共第8号、櫛田川第一漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、うなぎ漁業ですが、うなぎ漁業については、今回追加されたものです。経緯は当該漁場及びその下流域において、近年遊漁によるうなぎの乱獲やゴミの放置といった問題が発生しており、櫛田川第一漁協が漁業権も無いなか対応に苦慮されていたとのことで、その対策として資源管理の必要性と漁業権漁場の保全のため、追加要望をいただいたものです。櫛田川第一漁協の組合員にうなぎの採捕を行っている者がいることや、組合としてうなぎ成魚を放流する計画も考えられているとのヒアリングもさせていただきましたので、この度追加することとしました。漁場の位置は松阪市です。漁場区域については、うなぎの採捕が多い太平橋下流端から松阪東大橋下流端までの間を延伸する形

で対応しています。関係地区については、1-9ページから1-10ページに延伸した漁場の分も含めて、現在の該当する住所をすべて列記しています。

1-11 ページは三重内共第9号、櫛田川中流域において、櫛田川河川漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業のみ、漁場の位置は松阪市、多気郡多気町です。漁場区域に変更はありません。

1-12 ページは三重内共第10号、櫛田川の最上流部で、櫛田川上流漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業です。漁場の位置は、旧飯高町の区域である松阪市です。漁場区域に変更はありません。

1-13 ページは三重内共第11号、宮川漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業、こい漁業、うなぎ漁業の5種類です。漁場の位置は、伊勢市、度会郡玉城町、度会町、大紀町、多気郡多気町、大台町です。漁場に変更はありませんが、基点第6号と第7号の旧基標の所在が不明瞭になっていたため、隣接する宮川上流漁協も立会いのもと、現地を確認して漁場区域に変更をきたさない範囲で最も近い位置の基点を取り直しています。

1-14 ページは三重内共第12号、宮川の上流部分で、宮川上流漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、にじます漁業、おいかわ漁業、うなぎ漁業の5種類です。現漁業権では、これらに加えこい、ふな漁業もありましたが、宮川上流漁業協同組合から、それらの行使実態がなく削除要望があったことから削除しています。漁場の位置は、多気郡大台町、度会郡大紀町です。基点の位置について宮川漁協のところでも説明したが、基点第1号、2号の場所の見直しを行っています。これは漁場区域に影響のない場所で行っていますので、場所の変更はありません。

1-15 ページは三重内共第13号、大内山漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業、うなぎ漁業、もくずがに漁業の4種類です。漁場の位置は度会郡大紀町、多気郡大台町で漁場区域の変更はありません。

1-16 ページは三重内共第14号、赤羽川漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業のみです。漁場の位置は北牟婁郡紀北町で漁場区域の変更はありません。

1-17 ページは三重内共第15号、船津川において、銚子川漁業協同組合に免許されている部分です。漁場の位置は北牟婁郡紀北町で漁場区域も変わらないのですが、平成28年4月1日以降に地域自治区制が廃止されたため、かつて海山区、紀伊長島区に分かれていた部分の表記を修正しています。これに関して、漁場の位置の住所表記では、北牟婁郡紀北町海山区となっていた部分の海山区を削除し、関係地区のように旧の場所がわかるように示すためのところについては、「旧海山区」と記述しています。これは、次の三重内共第16号においても同様です。

併せて、第15号の漁場区域、「北牟婁郡紀北町相賀字汐見橋下流端の線から上流の船津川本流並びに1とイの線から上流の往古川本流及びその支流。」としております。かつては、この支流の表記について、その線から上流の支流としていましたが、この1とイの線を結んだところの上流部分に時期によっては水がなく、漁業権が実際存在しないところも含まれるような読み方になっていましたので、但し書きで「同町船津字東山1977番地の7東山堰堤（昭和42年施工）上流端の線から下流の支流を除く。」に変えています。

1-18 ページは三重内共第 16 号、銚子川において銚子川漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業、あめご漁業になります。漁場の位置は尾鷲市と北牟婁郡紀北町で、漁場区域に変更はありませんが、地域自治区に係る記述を修正しています。

1-19 ページは三重内共第 17 号、大又川で大又川飛鳥五郷漁業協同組合に免許されている部分です。漁業の名称はあゆ漁業のみです。漁場の位置は熊野市で漁場区域の変更はありません。

各漁業権については以上です。今回漁場計画を作るにあたって廃止になったもののほかは、すべて類似漁業権として計画しています。類似漁業権について改めて説明させていただきますと、漁業法第 63 条第 2 項において、当該漁業権漁場が適切かつ有効に活用されている場合において設定される、従来までの漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権を指します。適切かつ有効に活用されているかどうかについては、委員の皆様にもご協力いただいた各漁協に対するヒアリングや資源管理の状況等の報告など、そういった状況から判断させていただいたものとなり、1-20 ページの表にまとめています。削除要望や櫛田川でのうなぎの追加などに関しては備考欄に記載しています。適切又は有効に活用されているものについては、○を付けています。大変申し訳ございませんが、一点、修正をお願いいたします。免許番号 7 番の長瀬太郎生川漁協に関しまして、漁業の名称（切替え後）でおいかわ漁業が漏れています。こちらはあゆ漁業、あめご漁業、おいかわ漁業の 3 つです。

説明は以上です。

○浅尾会長

ありがとうございます。ただいま説明のありました議案 1 について、ご審議をお願いします。何かご意見はございませんか。

○加治佐委員

おいかわの訂正があった 1-20 ページ同様に、4 号の伊賀川漁協のふな漁業、13 号の大内山漁協にもくずがに漁業が抜けているように思います

○水産資源管理課（中瀬主任）

ご指摘いただいた箇所も、10 年前に追加された分が抜けていましたので修正させていただきます。大変失礼致しました。

○金岩委員

漁業権の範囲について、文章の記述だけだとわかりにくいので、地図などで示していただくことは、できないでしょうか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

各漁協には、漁場計画として図面で示させていただいているところです。まだ公聴会にかける前ということで公表していませんが、必要であれば委員の皆さまにも提示させていただきたいと思っております。

○金岩委員

例えば、遊漁者の方々への公表資料として、地図情報のようなものがあれば、どこに漁業権があって、どこは漁業権がないのかが明確になると思います。漁協によってはややこしい状況になっているところもありますので、遊漁者の方々にもわかりやすいような形で公表できれば良いかなと思っています。

○水産資源管理課（中瀬主任）

現在、三重県として作っている漁場図に関しては、縮尺が一〇万分の一程度のかかなり大きい図を作っています。あくまでも漁業権の範囲を示すための行政的な資料として作っているものになります。また閲覧や複写を希望される場合は有料となっており、一般に公表する形はとっておりません。ただ、各漁協には、漁業権の位置確認として資料を渡させていただいておりますので、漁協から遊漁者にお示しいただいたり、釣具店とか友あゆの販売所で図示されたりされていると伺っています。

○浅尾会長

遊漁者に対しては、各漁協で見やすい地図に直していただいて周知していただいた方がわかりやすいとは思いますが。

この委員会で審議するにあたって、地図があった方が良いということであれば、用意してもらいますが。どうでしょう。

○金岩委員

委員会で審議する時にもそうですけど、こうやって漁場計画として定まった時に県民の皆さまにも伝える時にも地図があった方がわかりやすいであろうという意見です。

○浅尾会長

各漁協には地図は示されるわけですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

示します。

○浅尾会長

それでは次回委員会にその地図も併せて資料としていただくことはできますか。

○水産資源管理課（中瀬主任）

持参するようにします。

○三輪委員

今回の漁場計画に関してはこれで良いと思いますが、金岩委員のご意見同様、釣り人の立場からしても漁業権の範囲がどこまでかがわからなくて困ることが度々あります。漁協によっては、遊漁券を買いに行く時に紙に書いて渡してくれるところもありますが、買い

方によってはもらえない場合もありますし、最近インターネットで買える場合もあるので、そういうのには付いてこない。漁協によっては、全くそういうサービスがないところもある。また、ホームページを作って載せているところもあるのですが、載せてないところも非常に多いんですよ。他県では、国土地理院の地図に基づく地図だと思いますが、それに漁業権の範囲を具体的に線を引いて、ここからここまでというのを漁業権ごとに県のホームページで公開しています。そのようにしていただければ、遊漁者がそこへ釣りに行くとき、漁業権はどこからどこまでということが、すぐにわかるんですよ。漁協によってはホームページを作って周知するところまで力の及ばないところもあると思うので、県でしていただければ非常に助かりますので、検討していただければと思います。少し議論から外れますけど、そういうお話がありましたので、意見として言わせていただきました。

○浅尾会長

漁場計画には異論はないということでよろしいでしょうか。

○三輪委員

異論はありません。

○浅尾会長

そういうご意見、実際どういうふうに動けるのか、県が運用できるのかわかりませんが、検討していただけるようにいたします。

ほかにご意見はございませんか。ないようでしたら、議案1につきましては、公聴会を開催することとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅尾会長

全員異議がないようですので、公聴会を開催することを決定します。公聴会の日程等について、事務局から提案してください。

○事務局（葛西主査）

1-23 ページから1-24 ページの三重県内水面漁場管理委員会の公聴会に関する規程をご覧ください。第5条に開催期日の1週間前までに日時、場所及び案件を三重県公報に登載することとあります。本日、公聴会の開催を決定していただきましたが、その事務手続きの関係から、公報への登載は7月28日(金)、その後関係者への通知文書発送を予定しています。

公聴会に関する規程第7条に公聴会で意見を述べようとする者は、文書での提出も認められており、そういった日程等を考慮しますと8月25日(金)13時15分から14時30分までの開催を提案させていただきます。その後、第18回三重県内水面漁場管理委員会の開催もお願いしたいと考えています。会場は三重県勤労者福祉会館2階第2会議室を予定して

います。

なお、公聴会については、Web 開催に関する規定がございませんので、その後の委員会も含め、8月25日は対面のみでの開催とさせていただきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

なお、委員会等は、いつもは午前中に開催させていただいています。遠方からみえる委員もいらっしゃいますので、早く帰っていただくという意向かとは思いますが、今回、公聴会と委員会を同日に行います。10年前の切替え時の平成25年の公聴会では、文書での意見提出が6件あり、公述人が12名おりました。団体数では6団体で、1時間程度公聴会を開催しておりました。通常の10時に開催しますと午前中に委員会が終わらない可能性が高くなります。午前中に公聴会を開催して、午後に委員会を開催しようとする、お昼をとっていただいて、休憩していただくことにもなります。そのため、午後からの開始で16時前には終わる日程を組ませていただきましたので、開催時間等についてもご意見をいただきたいと思っております。

提案内容については以上です。

○浅尾会長

ただいまの事務局の提案についていかがでしょうか。何かご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

意見がないようですので、公聴会を8月25日(金)13時15分から、その後、委員会を14時30分から対面で開催することとします。

次に、5月24日開催の公聴会、委員会において、和歌山県内水面漁場計画に関し、三重県内水面漁業協同組合連合会から提出された意見及びその後の対応等について、報告をお願いします。

○事務局(葛西主査)

5月24日に開催されました和歌山県内水面漁場計画案についての公聴会及びその後の第16回三重県内水面漁場管理委員会において、三重県内水面漁業協同組合連合会から提出された意見につきまして、和歌山県内水面漁場計画に直接関連する意見ではないものの、和歌山県側へこのような意見があったことを共有すべきではということをございましたので、そのことについて報告いたします。

意見の内容は和歌山県の目標増殖量が尾数設定で三重県の重量設定と異なるため、公平性の観点から、和内共第1号における「放流日、放流地点別のあゆ種苗平均重量の公表」、「各漁協の区域、放流比率など他の漁協との内容が比較できる情報の提示」と「目標増殖量の重量ベースの変更の検討」であり、以上を和歌山県内水面漁場管理委員会事務局へメール及び電話でお伝えさせていただきました。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの報告について、いかがでしょうか。

○金岩委員

和歌山県からなんらかの反応はありましたか。

○事務局（葛西主任）

和歌山県には、このような意見がありましたので情報共有させていただきます、と伝えさせていただいき、回答を求めておりませんので、今のところ何も連絡はございません。

○金岩委員

はい、ありがとうございました。

○浅尾会長

続きまして、報告事項1「全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会について」、事務局から報告をお願いします。

○事務局（葛西主査）

資料2の2-1ページをご覧ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度通常総会が、令和5年5月26日（金）に東京都で開催され、当委員会から浅尾会長に出席をしていただきました。

総会の概要について、説明いたします。連合会会長の新潟県内水面漁場管理委員会藤田会長から「コロナで4年ぶりの開催となった。そのコロナでキャンプや釣りなど新たな一面が見えて、内水面漁業がますます重要な役割を担うようになった。また、大きな災害が続き各県の内水面委員会の尽力に感謝します。」との挨拶がありました。

2-2ページの通常総会次第、8議事のとおり、第1号議案から第4号議案までの4つの議案について審議されました。

2-3ページからの第1号議案は、全国内水面漁場管理委員会連合会会則の一部改正についてで、通常総会の成立及び議決について明記がなかったためその旨を追記するというものでした。

2-5ページからの第2号議案は、令和4年度の主な事業概要の報告と収支決算書案が示されました。

2-12ページからの第3号議案「令和5年度事業計画案及び収支予算案について」をご覧ください。2-13ページ、1通常総会は、5月26日に開催され、2-14ページ、6中央提案は、令和5年6月に実施されました。7中日本ブロック協議会が10月～11月に奈良県で開催予定です。8研修会は、委員、事務局職員、県職員へ対し、9月に開催予定です。

2-17ページからの「令和5年度提案書案について」をご覧ください。各ブロック協議

会での意見、検討結果を踏まえ、大項目7つで構成された提案書案が示されました。

2-21 ページのⅡ魚病対策の提案内容1をご覧ください。アユの冷水病などに関する記述で、昨年度までの「対策技術の開発、普及とともに全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。」に加え、三重県から要望させていただいた下線部分の「さらに、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。」が反映された要望内容となっています。

以上の4つの議案につきましては、すべて原案どおり承認されました。

その他として、2-31 ページのとおり、連合会会長が新潟県藤田会長から滋賀県原会長に交代するなど役員交代についての報告がありました。

事務局からは以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明のありましたことについて、何かご意見等はございませんか。

○委員

(意見なし)

○浅尾会長

続きまして、その他事項(1)「次回の委員会日程等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(葛西主査)

次回の委員会日程等の説明の前に、前回委員会でのコイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示についての審議の中で、令和4年3月に伊勢市で地元グループがコイの放流を行ったとの報道があったが今年はどうだったのか。とのご意見をいただきましたので後日、伊勢市環境課へ電話で確認しましたところ、「市としては、今年地元グループが放流したという事実は、確認していない。」との回答でした。

次回の委員会日程等につきましては、本日の議案1で決定していただいたとおり、令和5年8月25日(金)13時15分からの公聴会に引き続き、14時30分から第18回三重県内水面漁場管理委員会を勤労者福祉会館2階第2会議室で対面にて開催させていただきます。

議題(案)

- ・三重内水面漁場計画について
- ・奈良県内共内水面漁場計画の作成に係る公聴会の開催について

以上です。

○浅尾会長

ただいまの説明について、なにかご意見はございませんか。

それでは次回は8月25日に公聴会に引き続き内水面漁場管理委員会を開きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○金岩委員

今回の審議に直接関係ないんですが2つ意見させていただいていいですか。

今回、にじます漁業が漁業権のなかに含まれています。これに今すぐ反対するわけではないのですが、今後考えていくなかで、全内漁管連のなかでも外来魚対策とかそういったものに踏み込んでいって、外来魚に関する考え方が社会的にも変わってきていると思います。例えば、ブラックバスやブルーギルと同じような形で取り扱うべきかどうかというのを議論していくべきであると思うのですが、捕食活動などの影響は多大にあると思います。そういったなかで、うなぎとかしらすうなぎは守っていく活動をしながら、その一方でにじますの放流を義務付けている。にじます漁業を今後このまま続けていくべきなのかは検討していく課題だと思います。それは今回の漁業権の方針ではなくて、10年かけて考えていけばいいのかなと思いますので、そういったことを継続して審議していただきたいと思います。

もう1点、先ほどの補足のようなものなのですが、遊漁者に漁業権の範囲を示すというのは、三重県側としても三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画で遊漁者の年1%ずつの増加を目標としています。そういった目標を達成するためにも遊漁者に対する情報開示は積極的に便利な形でやっていくべきだと思いますし、他県で前例があるのであるならば、それと同等のサービスを三重県も考えていった方が良く考えています。

以上です。

○浅尾会長

他の委員の皆さん、今の金岩委員のご意見に関連するようなご意見ございませんか。

○加治佐委員

生態系のお話が出たので、時代も変わって、私も勘違いしているかもしれませんが、組合の方々が河川を利用する場合に、川で採捕して魚を獲ることによって漁業活動をしているのか、川から水をとって養殖池のなかで魚を育てていることでその組合に参加しているのかというのは、どこかでお聞きした話のなかで、今は採捕か養殖かどちらかに関わっていたら組合に入れますよ、ということでやっていると思うのですが。河川に直接足を踏み込んで採捕しているのと養殖場で餌を撒いて育てているのでは、生態学的な観点からは全然違うと思います。ですので、他の魚のことはわからないのですが、よくこいのことが問題になっている。養殖場に川から水を引き込んで育てている分だったら、おそらくほとんど問題なく、誰もとやかく言わないと思います。ですので、今は魚種別に語られていることを、再加工して採捕なのか。こいだと採捕なのか養殖なのかとか。うなぎだと採捕で漁業しているのか、養殖なのかという違いがいろいろ資料とかカッコ書きして、うなぎ(養殖)なのか、うなぎ(採捕)なのか記していただけると話も進めてこれからその生態的な話があった時に、対処しやすいのではないかなと思いました。

○浅尾会長

基本的に採捕ということであると思いますが。

○水産資源管理課（中瀬主任）

今回諮問させていただいている分は、共同漁業として一定の水面からそこにいる水産動植物の採捕をする場合のことを指しています。内水面の場合の養殖業の取り扱いが実は漁業権の範囲から外れるものが多くて、陸上養殖としてどこかの土地に池を準備して、そこにかけて流しで、川の水を引き込んで養殖をする場合は、漁業権の対象外の話になってきますので、この共同漁業で行う漁業とは全く別個のものになります。

○加治佐委員

そうですか。組合の参加資格が採捕または養殖というのを目にしましたので。

○水産資源管理課（中瀬主任）

漁業権としての考え方と各漁協のなかで組合員資格をどう考えるかは別個の問題として考えざるを得ないのかなと思っています。

○加治佐委員

養殖は私らの管理の対象外と考えた方がいいんですね。

○水産資源管理課（中瀬主任）

そうですね。陸上養殖に関してはそういうことになります。

○加治佐委員

わかりました。勉強になりました。

○浅尾会長

それでは、金岩委員が言われたにじますの件ですが、今後生態系への問題から議論を深めていくべき問題だろうというご意見だと受け止めたいと思います。

それと遊漁者に対して、遊漁できる範囲を積極的に県が主導して開示、案内する。そういうふうにするべきではないかというご意見だと思いますが、それについては、県にも検討していただくということによろしいでしょうか。

○金岩委員

そうですね。特に先ほども言いました通り、県の基本計画は条例化もされていますので、三重県農林水産部でもんでいただけたら良いのではないかと思います。

○浅尾会長

わかりました。県の方で検討いただくということで、よろしくお願いします。

それでは、本日の議案審議は終了しました。これを持ちまして、委員会を閉会いたします。参加の皆様ありがとうございました。